

告 示

埼玉県告示第二百十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

名 称	変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
医療法人社団白翔会 所沢白翔会病院	名 称	所沢白翔会病院	医療法人社団白翔会 所沢白翔会病院
開設者名称	医療法人社団敬寿会	医療法人社団白翔会	
よつば在宅クリニック和光	名 称	医療法人社団三柚会 よつば在宅クリニック和光	よつば在宅クリニック和光
よつば在宅クリニック新座	名 称	医療法人社団三柚会 よつば在宅クリニック新座	よつば在宅クリニック新座
大信薬局 かみや店	名 称	かみや薬局	大信薬局 かみや店
ウエルシア薬局日高高萩店	所 在 地	日高市高萩二三五九一	日高市武蔵高萩三一三一一
ホームズ訪問看護ステーション	所 在 地	深谷市上柴町東六一六七	深谷市緑ヶ丘二四一五

二 指定施術機関

氏 名		志 字 良 太		塩 原 力		後 藤 千 波	
変 更 事 項		施 術 所		施 術 所		施 術 所	
変 更 前		所 在 地	名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	名 称
		川越市並木八六四	カナオ治療院	本庄市寿一―二一―一	セリオ治療院	さいたま市見沼区東大宮四―二六―三	株式会社 アメニティ―サービス
変 更 後		川越市牛子三五―四	カナオ治療院牛子店	川越市通町二〇―一七Tフラッツ三〇二号	M a s s A g e 治療院 川越	さいたま市浦和区領家五―一二―一八ブナサワビル二〇一号室	まごころ治療院